



農業者年金で安心・豊かな老後を!!

終身年金です！

女性は男性よりも
+5年長生きです。
自分自身の年金を
準備しましょう。

- あなたの老後の備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりが準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

○農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

○こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方



○**積立方式**だから自分がかけた金額は年金として
生涯もらえます。

※年金額は積立額と運用益により決まります。仮に80歳前に亡くなつた場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。

○保険料はいつでも変更できます。

月々2万円から6万7千円まで

○支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税などの**節税**になります。

年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金控除を受けることができます。

経営者だけでなく夫婦や親子でそろって
加入することをおすすめします！
(配偶者も単独で入れます。)

○**政策支援**（一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助）が受けられます。

例：認定農業者等で青色申告者35歳未満の人は、
10,000円補助（本人負担10,000円）・
認定農業者等で青色申告者39歳未満の人は、
6,000円補助（本人負担14,000円）・
本人負担分と補助分あわせて月2万円となります。

※途中脱退、再加入も可能です。

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料は脱退後も運用利回りがあるため、将来、年金として支給されます。脱退された方も、加入条件を満たせばいつでも再加入できます。

購読しませんか？全国農業新聞

農政の動きや暮らしに役立つ情報が満載です。
家族で楽しめる記事も充実しています。

申込みは、随時受付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

購買料：月額700円 発行：毎週金曜日

申し込み先：玖珠町農業委員会事務局

農地を相続したときは、届出が必要です！

相続などにより農地の権利を取得した場合は、農業委員会への届出が必要です（権利を取得した土地が農地でない場合は不要です）。

届出方法：農業委員会事務局に届出書を提出

※この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。法務局での手続きが必要です。



農地に農業用施設を建てたり

農地を農地以外にする場合は農地転用が必要です!!

○農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。（※1）

○農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。

○許可を受けないで転用したり、許可を受けたとおりに転用しなかつた場合は罰則があります。

（※1）農地以外の例…畜舎・重装備ハウス・住宅・工場などの敷地・資材置場・駐車場・山林など
なお、一時的に資材置場や農地のかさ上げなどに利用する場合も転用となります。

農地転用の許可申請の受付は、農業委員会事務局で行っています。

転用についての手続きや疑問は、まず事務局に相談してください。